

●香川県選挙管理委員会告示第13号

香川県選挙管理委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月23日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

香川県選挙管理委員会運営規程の一部を改正する規程

香川県選挙管理委員会運営規程（平成20年香川県選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員長の選挙) 第2条 略 2 略 3 委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行うものとする。 4 略	(委員長の選挙) 第2条 略 2 略 3 委員長が欠けたときは、 <u>その日から10日以内に</u> 委員長の選挙を行うものとする。 4 略
(委員長職務代理者) 第4条 略	(委員長職務代理者) 第4条 略
(臨時委員長職務執行者) <u>第4条の2 委員の改選後委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員（年齢が同じであるときはくじにより決定した委員）が臨時に委員長の職務を行うものとする。</u>	
(委員長等の退職の手続) 第5条 略	(委員長等の退職の手続) 第5条 略
(委員会の招集) 第8条 略 2・3 略	(委員会の招集) 第8条 略 2・3 略 4 委員の改選後最初に行われる委員会の招集は、書記長が行うものとする。
(職務権限) 第15条 略	(職務権限) 第15条 委員長は、次に掲げる事務を管理し、及びこれを執行するものとす

(1)～(3) 略

(4) 略

(専決処分)

第16条 略

(職の設置)

第18条 事務局に、書記長のほか、次長、課長補佐、副主幹、主任その他必要な職を置き、書記をもって充てる。

2 地方事務局に、地方書記長、次長その他必要な職を置き、書記をもって充てる。

(職務)

第19条 書記長は、委員長の命を受け、事務局の事務を掌理し、地方書記長及び所属職員を指揮監督する。

2 略

3 事務局の次長は、上司の命を受け、事務局の事務の総合調整を行い、書記長を補佐するとともに、書記長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 地方事務局の次長は、上司の命を受け、地方事務局の事務の総合調整を行い、地方書記長を補佐するとともに、地方書記長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 課長補佐は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、書記長を補佐する。

6 略

7 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(事務処理)

第21条 委員長の権限に属する事務は、全て書記長を経て、委員長の決裁を受けなければならない。ただし、緊急を要するものについては、書記長に

る。

(1)～(3) 略

(4) 書記長、書記その他の職員の任免、給与及び服務等に関すること。

(5) 略

(専決処分)

第16条 略

2 委員長は、前項の規定により専決処分することのできる事項のうち、軽易なものについては、書記長に専決処分をさせることができる。

(職の設置)

第18条 事務局に、書記長のほか、次長、副主幹、主任、主任主事、主事その他必要な職を置き、書記をもって充てる。

2 地方事務局に、地方書記長、次長、主任、主任主事、主事その他必要な職を置き、書記をもって充てる。

(職務)

第19条 書記長は、委員長の命を受け、委員会の事務を掌理し、地方書記長及び所属職員を指揮監督する。

2 略

3 事務局の次長は、書記長を補佐し、書記長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 地方事務局の次長は、地方書記長を補佐し、地方書記長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 略

6 主任主事及び主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

7 その他の職員は、上司の命を受け、事務を補助する。

(文書の処理)

第21条 起案文書は、書記長が専決処分ができるものを除き、すべて書記長を経て、委員長の決裁を受けなければならない。ただし、緊急を

において代決することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、書記長は、同項の事務のうち軽易なものについて、専決することができる。

3 前項の場合において、書記長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、当該各号の順序に従い、書記長が専決することができる事務を代決することができる。

(1) 事務局の次長

(2) 書記長が専決することができる事務を担任する課長補佐（グループリーダーを命じられた副主幹を含む。）

4 前2項の規定は、地方事務局の事務処理について準用する。

要するものについては、書記長において代決することができる。

第23条 略

2 第4条の2の規定により臨時に委員長の職務を行う者の公印は、委員長の印とする。

別表第1（第16条関係）

(1) 書記長、書記その他の職員の任免、給与、服務等に関すること。

(2) 略

(3) 公職選挙法第193条の規定による選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出についての報告書の調査に関する報告又は資料の提出の要求に関すること。

(4) 公職選挙法第201条の4第2項、第201条の8第2項において準用する同法第201条の6第3項及び第201条の9第3項の規定による政党その他の政治団体に対する確認書の交付に関すること。

(5) 略

(6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の規定による届出及び報告書等の提出に関すること。

(7) 政党助成法（平成6年法律第5号）の規定による支部報告書等の提出に関すること。

(8)～(13) 略

(14) 訴訟代理人の指定に関すること。

(15) 略

第23条 略

別表第1（第16条関係）

(1) 略

(2) 公職選挙法第147条及び第201条の11第11項の規定による文書図画の撤去並びに同法第201条の14第2項の規定によるポスターの撤去に関すること。

(3) 略

(4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の規定による届出に関すること。

(5)～(10) 略

(11) 略

附 則

この規程は、平成24年3月23日から施行する。